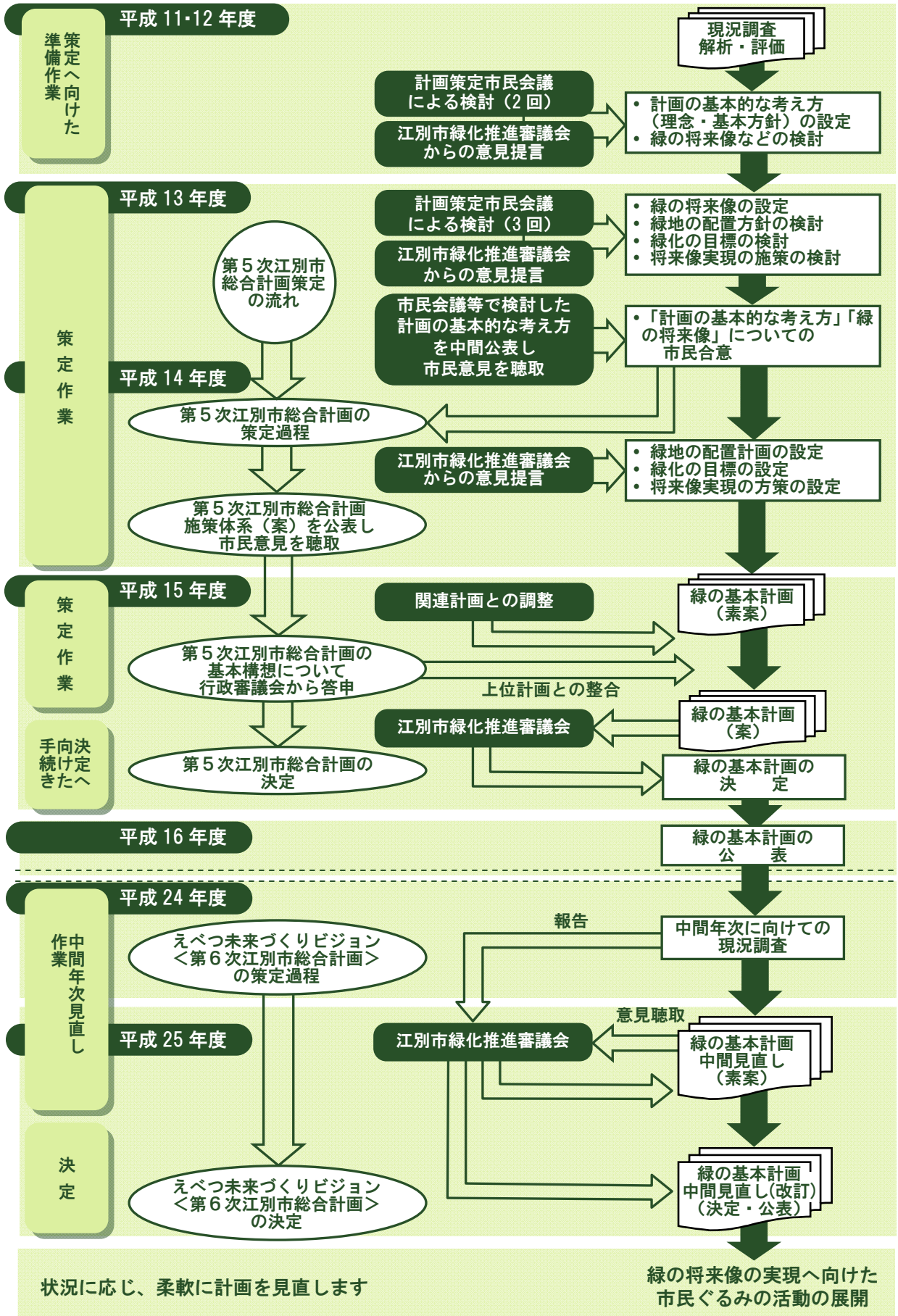




## 參考資料

# 計画策定の経過

## (1) 策定までの流れ





## (2) 計画策定に係る市民会議等の概要

### ① 計画策定に伴う市民会議との関係

市民会議は、緑の基本計画を策定するために21人(女性7人男性14人)の市民の方々に参加していただき、緑の現況や課題などの勉強会から始まり、緑の将来像や緑のあり方、将来像を実現するためには何をすべきかなど、5回の会議の中で意見提言を出し合い検討を重ねていただきました。

この会議の結果や今まで蓄積された市民意向、江別市緑化推進審議会の意見提言を基に「緑の将来像」「理念」「基本方針」といった「基本的な考え方」がまとめられました。

このようにしてまとめた内容を中間公表し、広く市民の皆さんからの意見をうかがった後に、上位計画の策定段階において、市としての大きな方向性を検討する際にも活用されました。

## 市民会議における 意見提言・アイデアの紹介

### 1. 緑をまもる(保全)

- (1) 緑をいかに維持していくかを考えるべき。
- (2) 野幌原始林とその周辺は保全する。
- (3) 素晴らしい田園風景のある農地を保全する。
- (4) 森林と草地の組み合わせが生態系には重要となる。
- (5) 全市的なネットワークを考える際には生態系の視点が必要である。
- (6) キャッチフリーズ：緑が消えそうなことはやめよう！
- (7) キャッチフリーズ：減らすまい、我がまちの自然～水と緑の共生
- (8) キャッチフリーズ：まず残すことから増やすことへ
- (9) 緑を増やしてつなぐことより、今ある骨格の緑の保全を重点的に行ってはどうか。
- (10) 農地を宅地化しない。
- (11) 河川はあるがまま、自然のままで残す。
- (12) 野幌原始林内の自然林を維持管理するために市が資金的に援助し守ることも検討する。
- (13) 江別を感じるまち並みとは原始林と石狩川である。
- (14) 多自然型の川づくりを進める。
- (15) 野幌原始林のような緑のオアシスは必ずしも市街地と連続している必要はない。
- (16) 野幌原始林とその周辺は開発規制なども含めた保全が必要である。
- (17) 野幌原始林内は原則的に車両通行止めとし、環境負荷を軽減すべきである。
- (18) 宅地造成などを行う場合、既存樹林地を残すよう条例などで義務づける。
- (19) 耕地防風林こそ江別特有の緑として保全すべき。
- (20) 斜面緑地の適正な維持管理を図る。
- (21) 条例で保全地域を指定する。
- (22) 親水空間の実現には水質浄化が必要である。
- (23) 鉄道林はある程度の維持管理は必要で、周辺の景観整備も必要である。
- (24) 河川は都市における緑地のベルトとしてまもる。
- (25) 鉄道林は保全し、途切れている区間の連続性を図る。



## 2. 緑をそだてる（創出）

---

- (1) 地域性のある植栽材料を使おう。
- (2) 石狩川では河畔林を復元すべき。
- (3) 石狩川の前風景を復元したい。
- (4) 人と動物の双方にとって緑のネットワークは必要である。
- (5) 河川、高速道路、保安林を色々な方法でつなげる。
- (6) 森林公園と鉄道防風林を結ぶ。
- (7) 小動物や昆虫が移動できる緑のネットワークづくりも必要である。
- (8) 身近な緑に季節感を取り入れる。
- (9) 豊幌地区は街路樹を増やしたい。
- (10) 通学路や街区公園などの身近な緑の充実を図る。
- (11) 帯広の森のような緑のネットワークが必要である。
- (12) 身近な緑の充実と江別らしさの演出をする。
- (13) 緑のネットワークづくりは庭などの民地の協力が必要なことを市民に理解してもらう。
- (14) キャッチフレーズ：もりのみやこ江別～私の庭も原始林
- (15) キャッチフレーズ：川の流れが肌で感じられる緑づくり“夢物語”から“現実”へ
- (16) 市街地を川と緑で囲む。
- (17) 街路樹は 100 年 200 年後をめざして地区ごとに統一する。
- (18) 植樹後の緑の管理を充実させる。
- (19) 公共施設に樹木を植えて緑を増やす。
- (20) 個人の庭や屋上、街路樹などは緑の充実を図る。
- (21) 江別の個人住宅では原始林を感じさせる庭づくりを進める。
- (22) 自治会で花壇づくりを進める。
- (23) 自宅から歩いて行ける緑の連続化は意味がある。
- (24) 遊歩道や通学路、サイクリングロードとして緑を充実しネットワーク化を図る。
- (25) 車と分離した環境に優しい歩行者自転車道を整備すべき。
- (26) 「四季のみち」など公共の緑地のボリュームアップを優先させてはどうか。
- (27) 街路樹は成長することを考慮した設計を行う。
- (28) 市民 1 人当たり街路樹本数の目標値を設定する。
- (29) 緑被率だけでなく、緑視率を充実させる。
- (30) 公園に貯留機能を持たせる。
- (31) 商店街にポケットパークをつくる。
- (32) 産業廃棄物処理場の周囲は緑化する。
- (33) 「江別らしさ」「北海道らしさ」を大切に
- (34) 国道 275 号、工業団地、高速道路沿い、江別駅・野幌駅周辺、四季のみち、石狩川は緑量を増やす。
- (35) 東野幌総合公園は既存樹林を活かした整備を行う。

## 3. 緑にふれる（活用）

---

- (1) 自然の楽しみを取り戻したい。
- (2) 川を活用することも考えるべき。
- (3) 花や樹にふれながらサイクリングができるよう緑のネットワークをつくる。
- (4) 離農による休耕地を市民農園や緑豊かな住宅地として有効活用を図る。
- (5) 野幌グリーンモールは連続性の悪さを解消し使いやすく。
- (6) 市内の緑の情報は全て市役所で得られるようにする。
- (7) 樹木の保水機能と河川災害など、水と緑の環境はリンクしていることに着目すべき。
- (8) 水辺には近づきづらい意識があることに配慮する。





- (9) 民有地の緑地を開放し有効利用する仕組みをつくる。
- (10) 街路灯に「ななかまど」の形の利用を検討する。
- (11) 植樹祭など市民参加するイベントの活性化を図る。
- (12) 野幌原始林や総合運動公園への交通手段を充実させ活用を促進する。
- (13) 身近な中小河川は水辺で遊べるようにしたい。
- (14) 石狩川はパークゴルフやジョギングなどで楽しめるようにしたい。
- (15) 水害時の一時貯留機能を考えた緑の空間づくりも意識すべきテーマである。
- (16) 四季のみちを榎本公園、石狩川までつなぎ「川の風を感じる」回廊にしてはどうか。
- (17) 景観に配慮し緑とレンガを組み合わせるとはどうか。
- (18) 緑のイベントと他のイベントを連携させ付加価値の高いイベントを検討する。
- (19) 子どもが安心して遊べる公園や小動物とふれあう公園が欲しい。
- (20) 公園などでは自然エネルギーの活用を図る。
- (21) 鉄道林は山菜取りなどのレクリエーションに活用したい。
- (22) 石狩川や千歳川に遊ぶ場所をつくる。
- (23) 川や越後沼などの水辺に散策路や観察小屋を設置する。
- (24) 水辺の施設は最低限の施設で良い。
- (25) 千歳川の管理道路をサイクリングロードとして利用する。
- (26) 調整池はレクリエーション利用する。
- (27) 高齢者に配慮した公園の再整備を行う。
- (28) 鉄道林は周辺で楽しめれば樹林に入れなくても良い。
- (29) 良好な緑でも全く手を触れてはいけないものではない。

- (30) 野幌原始林は遊歩道などをもっと整備し、市民にとってもっと身近なものにしたい。
- (31) 鉄道林は場所によっては樹林の中を活用したい。
- (32) ボート遊びなどの楽しめる水辺があっても良い。

#### 4. 緑をひろげる（意識・体制・仕組みなど）

- (1) 街路樹は除雪の障害や落ち葉の問題があるが、そのことで伐るのは疑問である。
- (2) 野幌原始林は江別市民のものという意識が低く啓発が必要である。
- (3) 緑の利点と弊害の調和をめざす。
- (4) 市民の緑に対する意識づくりが必要である。
- (5) 江別は川のまちであることも基本計画では意識するべき。
- (6) 市民が本当に緑を望んでいるか議論も必要である。
- (7) 緑の基本計画で対象とする「緑」を明確にする必要がある。
- (8) 緑に対して市民の自発的な活動の働きかけも必要である。
- (9) 川を通じた環境教育の場が必要である。
- (10) 開発に対する緑地保全・緑化を義務づける場合は補助制度も充実すべき。
- (11) 景観向上のために住宅などに緑とレンガを使う場合の補助制度を充実してはどうか。
- (12) 「緑の里親制度」として家庭で育てた苗木を街路樹にする制度を検討してはどうか。
- (13) 良好な緑地としての民有地は税の軽減など、維持のための支援をしてはどうか。
- (14) 水辺は自己責任において遊びに利用する。
- (15) 地区ごとに「緑の委員会」などをつくり活動する。



- (16) 学校教育の一環として地域と協力してピ  
オトープマップの作成をする。
- (17) ガーデニングのイベントにホームセンタ  
ーを協賛させるなど民間企業の協力を願  
う。
- (18) 「ものづくり」より「人づくり」を行う。
- (19) ガーデニングや地域の花づくり、工業団地  
の緑化などに助成する。
- (20) 庭に植える樹の目標を定め、苗木を補助す  
る。
- (21) 緑に関する情報をデータベース化する。
- (22) 市民参加や大学などの協力で緑に関する  
情報収集する。
- (23) 水辺や緑地に関する情報をインターネッ  
トなどでもっと紹介すべき。
- (24) 家庭で不要になった花木の仲介の仕組み  
を充実する。

## ② 江別市緑化推進審議会との関係

緑の基本計画の策定に際して、有識者で構成される緑化推進審議会から計画の方向性や配慮すべき事項などについて意見提言がなされ、その内容を基本としながら市民意向や市民会議の結果などもふまえて総合的に検討し、計画の内容に反映されました。

### 審議会で示された 意見・提言の紹介

- 1. レンガ、緑、連続性、一体感をキーワードにした江別らしさを。
- 2. 全体の中の個人を意識したまちづくりを。
- 3. 「統一」の既成概念にとらわれない「江別らしさ」というキーワードで。
- 4. 「自然環境との対話」を尊重したまちづくりを。
- 5. 近隣市町村、北海道レベルの広域的な視点での計画づくりを。
- 6. 障がい者などの社会的弱者も緑に親しめるまちづくりを。
- 7. 江別市民の声を活かした計画づくりを。
- 8. 千歳川放水路関係を配慮した検討を。
- 9. 水害と河川改修の關係に配慮した検討を。
- 10. 保水機能など緑のもつ機能に配慮した計画づくりを。
- 11. 自然に親しむ観点で街と農村の交流を意識した計画づくりを。
- 12. 市は指導性をもってまちづくりを。
- 13. 街路樹を充実する取組みを。
- 14. 民間所有の鉄道林の保全と市民の利用の検討を。
- 15. 「四季のみち」の延長などネットワークの充実を。
- 16. レクリエーション空間における緑の充実を。
- 17. 水辺の利用などにおける自己責任と管理責任の考え方の啓発を。
- 18. 学校教育を通じて緑の学習を。
- 19. 市民への指導性が課題となる。
- 20. 何を優先すべきか考える必要がある。
- 21. 行政の仕事を応援してくれる人を育てる。



### ③ 計画の中間報告に対する市民意見との関係

緑の基本計画を策定する際の基本となる「緑の将来像」「理念」「基本方針」といった「基本的な考え方」を作成した段階で、その内容や方向性についての妥当性を確認するために「中間報告」という形で市民の皆さんに公表しました。

それに対し11人の方々から寄せられた約50件の意見提言を検討し、「基本的な考え方」の妥当性を確認したうえで、次の段階として「目標」「実現化の方策」などの詳細の内容を策定しました。

#### 「基本的な考え方」に対し寄せられた意見・提言の紹介

1. 森の緑が生み出す経済活動として、街なかに安価なキャンプ場をつくり、田舎からの家族連れがここをベースにして活動できる仕掛けをつくる。
2. 緑の多い公園を遊歩道などでつなぎ、公園の渡り歩きができるようにし利用価値の向上を図る。
3. 人の立ち入り禁止地域、徒歩のみでの立ち入り可の地域、車での立ち入りも可の地域を設定し自然を保護する。野幌森林公園周辺は2番目とし、部分的に3番目地域を検討。
4. 冬期間の除雪などに配慮し安易にモニュメントや植栽は行わず、植木鉢方式による移動可能な手法を採用する。また、冬の遊歩道は歩くスキーとしての活用で魅力向上を図る。
5. 鉄道林には防音効果機能もあることに配慮されたい。
6. 鉄道林の防火対策とゴミ対策などの環境保全、日照に配慮した樹木管理を。
7. 鉄道林に遊歩道をつくり広葉樹を植え四季を通じた活用を図る。
8. 野幌原始林は人工林や遊歩道を増やさず、これ以上人の手を入れない森にする。
9. 桜の花見ができる場所をつくる。
10. 酪農学園大学付近の鉄道側の歩道を整備し鉄道林をもっと身近なものにする。
11. 街路樹は信号と紛らわしいので紅葉するものは避ける。
12. 道路にバラを植える。
13. 斜面を花畑として使う。
14. 鉄道は高架化ではなく地下化とすべき。
15. 森林の維持に必要な伐採などの管理について理解してもらうための啓発が必要である。
16. 野幌原始林を維持するために植林や笹の除去など適切な管理とボランティアとの連携を図る。
17. 鉄道林は緑に対するイメージの向上の役割を果たしており、下刈りや除伐、間伐などの保育作業や計画的植林による管理を行い維持する必要がある。
18. 街路樹や公園の樹木などが持つ緑の効用について啓発すること。また、公園の樹木は日陰や落ち葉に配慮した樹種の選定や植栽方法に工夫する。
19. 宅地造成時の緑化を条例で義務づけ、区域内の既存樹木の保全のための指導を行う。
20. 森林を自然学習の場として活用する。
21. 森の案内、森林・林業に関する相談、公園や樹林地の巡回などをボランティアで行う「森の応援団」の創設。
22. 森林分布図や公園樹木台帳などを作成し、緑化推進や緑化意識の高揚に活用する。
23. 森づくりへの参加と自然への親しみを持たせるため野幌森林公園で間伐や枝打ち作業体験など「森づくり体験隊」を創設する。
24. 店舗やマンションなどは建物周辺を緑化すべきで、条例化も検討すべき。
25. 野幌駅や江別駅周辺はもっと緑化すべき。



26. 鉄道林は保全し公園化して避難場所とすべき。木道などの遊歩道で野生動植物を保護する。
27. 鉄道は地下化し、その上をパークゴルフ場や歩くスキーコース、水泳プールなどの運動施設を設置する。
28. 野幌の街なかに小川を流す。
29. 「原始林」という用語は本来は自然林で、古くから人間の影響がなく大きな災害を受けていない森林のことであり地球上にはほとんど存在せず、「野幌自然林」が適切と考える。
30. 緑の施策についてはボランティア、寄付、公的規制緩和などによる市民の協力によるものが望ましく、実践できるものは計画公表前でも実施すべき。
31. 「みどりの広場」などのエリアをつくり、市内の有識者や専門家、ボランティアに協力願い、園芸市や緑の相談コーナー、実演コーナー、高齢者などへの癒しや生きがいのコーナー、児童などへのみどりの教室、ガーデニングコーナーなどを常設する。
32. 緑被率は86%を維持する。
33. 市街化区域の樹林地率は現在の5%から20年後は10%にする。
34. 市民1人当たり都市公園面積は現在の15.59㎡から20年後は20㎡にする。
35. 市民1人当たり街路樹本数は現状の0.8本から20年後は5本にする。
36. 野幌森林公園内および隣接地は開発禁止区域とし、隣接地域は農地として残し市は必要な対策を講じる。また、園内を横断する道路は原則車両通行禁止とする。
37. 計画の理念は「原始林(みどり)・水・田園」自然豊かなまち江別がよい。
38. 市の内部に緑の保全担当課を設置し緑を守る責任を持たせると共に、緑のマップを作成し市内に配布し緑を破壊する行為を防止する。また、環境団体や自治会と協働で緑に関する啓発活動を展開する。
39. 私有地については開発規制や固定資産税減免などの施策により緑を保全する。
40. 鉄道林の幅の3%を更新して四季折々の花と紅葉が楽しめる林とし、散策路やジョギングコースを併設してはどうか。植樹なども自治会と協働で進め少しずつ整備すると経費もかからないのでは。
41. 緑は孤立しているよりつながっていることが好ましく、コンクリート護岸の小河川を自然工法などにより改修し緑化を図ることで、緑の東西・南北軸を中心に点在する緑をつなげる街づくりが望ましい。
42. 林を市民が整備する活動として、植樹をはじめ下刈りや枝打ちなど環境学習の一環として小中学生の参加により、自分たちの緑を大切にする意識を芽生えさせる。
43. 野幌森林公園、大麻地区、湯川公園、見晴台、石狩川・千歳川・豊平川沿いまでつなぎ、動物が行き来できるように散策路などと一緒に市民の手で整備する。
44. 鉄道林は散策路の整備と落葉広葉樹の植樹による整備を行い、道路が樹林を分断している所は動物用のトンネルや橋で一体化を図り、その利用状況などを情報として発信する。
45. 河川の整備手法は生態系に配慮した工法を検討する。
46. 江別市は緑が少ないと感じる。
47. 公共工事での伐木は慎重に、伐木する場合は植林による総量確保の対策を講じる。
48. 宅地造成での伐木、植林については条例で規制する。
49. 各地区、特に上江別地区に遊戯施設の無い樹木だけの公園を整備する。
50. 既存の樹木の保存と専門家によるメンテナンスを行う。





## 当初計画策定時の市民意向

### 当初計画策定時の市民意向

緑に対する市民の考え方について、当初計画策定時に行われた各種意向調査(\*)や緑の基本計画策定のための市民会議の結果から取りまとめた代表的な意見は、以下のように整理されています。

\*市長への手紙、市政懇談会、江別市まちづくり 100 人会議、市民円卓会議

#### (1) 野幌原始林の保全と活用

野幌原始林への関心は高く、その多くは保全を望むものですが、大きく 2 つの考え方に分かれており、1 つは現状維持してこれ以上人の手を加えない考え方、もう 1 つは保全と活用の両立を図るべきというものです。

これらから言えることは、江別市の緑の要である野幌原始林は保全を基本として、自然の大切さや仕組みに配慮した活用を図っていくことが求められていると考えられます。

また、庭や街路樹など身近な緑と野幌原始林のネットワークを図ることも望まれています。

#### (2) 鉄道林の保全と活用

鉄道林については保全を望む声が多いのですが、遊歩道などの活用方法も望まれています。

緑の骨格である鉄道林は市街地に残された貴重な樹林地として保全を基本としつつも、レクリエーション活用を図っていくことが求められていると考えられます。

#### (3) 石狩川のレクリエーション利用

河川自体ではヨットやカヌーなどの利用に対する要望、河川敷地では築堤の緑化やサイクリングロードとしての活用が望まれています。

#### (4) 魅力的な景観づくり

緑と江別特産のレンガとの組合せなどで、江別らしい景観を創っていくことが望ましいという考え方があるとともに、道路や公園、庁舎などの公共施設においては緑化の充実を図ることが望まれています。

#### (5) 身近な公園や道路、河川空間の充実

休日などに一日かけて遊べる大規模な公園を望む声が多いことや、公園内では日陰を増すための緑化や水辺に親しむことができる空間づくり、誰でもが使いやすい公園づくりが望まれているとともに、サクラ並木や名所など特色のある緑の空間づくりが望まれています。



また、平成 13 年度（2001 年度）に実施された「江別市まちづくりアンケート」の結果では、約 7 割の市民が江別市は住みよい、住み続けたいという意識があります。

その内容を緑に関連した視点から見ると、公園は「憩いの場」として、また「安全性・快適性」に対して約 7 割が普通以上という意識を、河川環境は「親しみやすい」に対して約 6 割が普通以上、まち並み景観は約 6 割が普通以上、街路樹などの道路景観は約 7 割が普通以上という意識であることが分かりました。

次に、これらをどうすべきかという視点から見ると、公園は「憩いの場」として、また「安全性・快適性」、河川環境は「親しみやすさ」、街路樹などの道路景観に対してそれぞれ約 4 割、まち並み景観は約 5 割の市民が充実を望んでいます。

さらに、同年度に行われた「次期総合計画（\*）策定に関する市民意識調査」の結果では、行政が今後力を入れて取り組んで欲しい分野として、川・緑の保全、生態系の維持、リサイクル・省エネ循環型社会に対応する「環境」と考えている市民が約 2 割に達していました。

\* 第 5 次江別市総合計画

**あ 行****●一時避難場所**

災害時に避難者が一時的に最寄りの公園、広場などで、原則として給食などを行わず1人当りの必要面積 2 m<sup>2</sup> (公園 3.5 m<sup>2</sup>) を基準として設定するもの。

江別市地域防災計画においては、市内に89カ所指定されている。

**●運動公園**

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、一市町村の区域内に居住する住民を対象に、主に運動のための利用を目的とした公園。

運動公園の敷地面積の50%を超えない範囲において、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、プールなどの運動施設を配置することができる。

**●エコロジカルネットワーク**

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮したうえで、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。

ネットワークを形成する緑地は以下のように分類される。

**1) 中核地区**

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地。

**2) 拠点地区**

市街地内に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する核となる緑地。

**3) 回廊地区**

中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地。

**4) 緩衝地区**

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯。

ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然との触れ合いの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能を発揮することが期待される。

**●江別市緑化推進審議会**

江別市緑化推進条例第19条に定める市長の付属機関であり、委員は学識経験を有する者およびその他市長が必要と認める者10人以内で構成されており、緑化の推進等に関し必要と認める事項について市長に意見を具申することができることになっている。

**か 行****●街区公園**

都市公園法施行令において、主に街区内に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置付けている。

敷地面積の標準は0.25haとしている。

**●環境緑地保護地区**

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、市街地およびその周辺のうち環境緑地として維持または造成することが必要な地区として指定されているもの。

市内に3カ所が指定されている。

**●緩衝緑地**

大気汚染や騒音などの公害防止や緩和、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害・災害発生源地域と住居地域、商業地域などを分離遮断することが必要な位置に配置する緑地のこと。



## 近隣公園

都市公園法施行令において、主に近隣に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置付けている。

敷地面積の標準は2haとしている。

### ●公共施設

緑の基本計画では、道路、公園、教育施設、行政施設、コミュニティ施設など、公共および公益施設全般を指すものとしている。

### ●公共施設緑地

都市公園以外の公有地または公的な管理がなされている公園緑地に準ずる機能を持つ施設と、公共および公益施設全般を指すものとしている。

### ●工場立地法

工場の立地を地域環境と調和した形で進めるための法律のことで、「工場立地に関する準則」を公表することにより工場立地における基準を示し、特定工場の新增設にあたっては、その新設内容および変更内容の届出を義務付けることによって基準に適合しなければ勧告あるいは変更命令を発することができる。

### ●耕地防風林

吹き付ける風を分散することによって、周囲の風の力を弱くし、作物の損傷や耕地の地温の低下および表土の飛散を防ぐことで、農作物の増収と品質の向上を図るために造成された防風林のこと。

## さ 行

### ●市街化区域

都市計画法で定められている都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

### ●市街化調整区域

都市計画法で定められている都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のことで、一定要件以外のものを除き建物の建築や開発整備が原則できないことになっている。

### ●施設緑地

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園などの形態をつくり公開する緑地のことで、都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」「民間施設緑地」に区分される。

### ●市民会議

緑の基本計画を策定する際に緑の将来像や緑の保全、創出、活用などについてどうあるべきか意見や提言を出し合い、緑の基本計画の骨格づくりを行った市民参加組織のこと。

### ●市民農園

都市住民に土とのふれあいの機会を与え、保健、教育、屋外レクリエーションの場を提供することを目的とし、公共や民間を問わず土地を一定区画に区分して貸し付けし作物の栽培や園芸などを行わせる菜園のこと。





### ●市民緑地

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに緑の保全を推進するため、主として土地所有者からの申し出に基づいて地方公共団体などが土地の所有者と契約を締結し、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地のこと。

### ●収容避難所

災害時に避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、原則として2㎡につき1人を基準とし、50人以上収容することができ、災害に対し安全と考えられる建物。

江別市地域防災計画においては、市内に76カ所指定されている。

### ●住区基幹公園

歩いていける範囲にあって、住民の日常生活に密着した最も基本的な公園。コミュニティ形成、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難場所等として多様な機能を有する。

住区基幹公園には、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

### ●樹林地率

地表の面積に対し樹林として占める面積（投影面積）の割合のこと。

### ●生態系ネットワーク

一般的には、連続した生物生息空間のこと。緑の基本計画では、森林や河畔林といった樹林地、河川・湖沼などの水辺、道路の街路樹や公園、住宅の庭木など、点在する緑や連続する緑を昆虫や鳥、小動物など多様な生き物が、空中や地表、水面などを使って、移動する際の緑のかたまりと移動経路によって形

づくられる、生物が生息したり移動できる緑のつながりをイメージしている。

### ●生物多様性

生物種の多様さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいう。

自然の生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種およびその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する包括的な概念。

### ●生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として平成20年に制定された。

この法律の制定を受け、緑の基本計画の策定において、生物多様性の確保のための緑地の配置方針を設定することとなった。

### ●総合公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、一市町村の区域内に居住する住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。

## た 行

### ●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・形成するために河川管理を行うこと。



### ●地域制緑地

都市の風致景観の保全や生活環境の保全を目的として、法律や条例による土地利用規制などを通じて確保される緑地のこと。

### ●地域森林計画対象民有林

知事が5年ごとに策定する森林の基本的な取り扱いに関する10年計画（地域森林計画）が対象とする民有林（国有林と、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く）のこと。

### ●地区計画

それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備および保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5に基づき一体的な街区について主として街区内の居住者などの利用に供される道路や公園などの施設整備、建築物の建築などに関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為などを規制し誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度のこと。

### ●地区公園

都市公園法施行令において、主に徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置付けている。

敷地面積の標準は4haとしている。

### ●特殊公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称して特殊公園という。

### ●特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に基づく緑地保全制度。

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限な

どにより現状凍結的に緑地を保全するもので、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定する。

### ●都市基幹公園

一市町村の区域内に居住する住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のための空間を確保するため、都市を利用単位として設置する基幹的な公園。

主たる機能から総合公園と運動公園に区分される。

### ●都市計画

都市の健全な発展と、秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画。

市街化区域および市街化調整区域との区分（区域区分）や用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画などを定めることができ、まちづくりを秩序立てて進めていくことを目的とした計画。

### ●都市計画区域

都市計画法に基づき市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域のこと。なお、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分される。

### ●都市計画公園

都市計画法第11条第1項第2号に規定する都市施設である公園として、都市計画にその名称、種別、位置、区域、面積が定められているもの。



### ●都市計画法

都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。

### ●都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針。

都市の将来像を明らかにするとともに、市全体および地域別での土地利用や都市計画の方針を示し、都市づくりの総合的な指針を定めることを目的とする。

### ●都市計画緑地

都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する都市施設である緑地として、都市計画にその名称、位置、区域、面積が定められているもの。

### ●都市公園

都市公園法第 2 条に規定する地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地や都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたものをいう。

### ●都市公園法

都市における公園の設置および管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。

### ●都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保、良好な都市環境保持のための施設の総称。

都市計画法では次の施設を都市施設としている。

- 1) 道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設
- 2) 公園、緑地、広場、墓園などの公共空地
- 3) 水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- 4) 河川、運河などの水路
- 5) 学校、図書館、研究施設などの教育文化施設
- 6) 病院、保育所などの医療・福祉施設
- 7) 市場、と畜場、火葬場
- 8) 一団地の住宅施設
- 9) 一団地の官公庁施設
- 10) 流通業務団地
- 11) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 12) その他政令で定める施設

### ●都市緑地

主として都市の自然的環境の保全および改善、都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。

### ●都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律。

「緑の基本計画」は都市緑地法に基づく計画である。



## は 行

### ●風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと）を維持するために、都市計画法の規定に基づき都道府県または市町村、指定都市が都市計画に定める地域地区のことで、建築物の建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制を設けている。

### ●保安林

災害の防止、他産業の保護、その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林のことで、伐採など森林の機能が損なわれる行為は禁止される。

### ●保全配慮地区

緑地保全地域および特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法第4条の2第5項に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。

### ●保存樹

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め指定したもので、所有者は枯損防止に努めなければならない。

### ●保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が都市の美観風致を維持す

るために保存の必要があると認め指定したもので、所有者は枯損防止に努めなければならない。

## ま 行

### ●緑

緑の基本計画では、緑地のほかに花壇や庭木、鉢植えの観葉植物なども含めた広い意味での包括的概念を指す。

### ●民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

## ら 行

### ●緑化施設整備計画

緑化重点地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者が市町村の認定を申請するために作成する当該緑化施設の整備に関する計画のこと。認定を受けた場合は固定資産税の課税の軽減などの支援措置が受けられることになり、緑の少ないオフィス街などの緑化が推進されることになる。

### ●緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法第4条の2第7項に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。

### ●緑地

樹林地、草地といった一般的にいう緑地のほかに、水辺地や水面、岩石地など良好な自然的環境を形成しているものや空間をいう。

(P.3 緑地の分類参照)





### ●緑地協定

都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定のこと。

### ●緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づく緑地保全制度。

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全するもので、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）が計画決定する。

### ●緑道

都市公園法において、都市公園の一種である緑地として位置付けられ、災害時における避難経路の確保、市街地における都市生活の安全性、快適性の確保などを図ることを目的とした植樹帯および歩行者路や自転車を主体とする緑地である。

### ●緑化率

特定の敷地の全面積に占める樹木、草木などの植物により緑化された敷地面積の割合のこと。

### ●緑被率

特定の地区に占める樹木林、草地、農耕地、水辺地、公園緑地など植物の緑で覆われた土地、または緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地の割合のこと。



## 公園の種類

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。	
特殊公園			風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市林			市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地などにおいて、その自然環境の保全や自然的環境の復元を図れるよう配慮され、必要に応じて自然観察や散策などの利用のための施設を設けた緑地。
広場公園			主に商業地などの地域で人々の休憩や景観を向上させることを目的として配置される広場など。
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道			災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路または自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

\*近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

## 江別市緑の基本計画

(改訂版)

平成26年3月

〈編集・発行〉

江別市

生活環境部環境室環境課

TEL.011-381-1046

E-mail [kankyo@city.ebetsu.lg.jp](mailto:kankyo@city.ebetsu.lg.jp)